

納税準備預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 (預金の目的、預入れ)

納税準備預金(以下この預金という。)は、国税、又は地方税(以下「租税」という)納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭提示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日、通帳の適用欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限りに、その証券類について権利保全の手続をします。

4. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(又は同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払い戻しができます。但し災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払い戻しができます。
- (2) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。但し、当店で取り扱うことの出来ない租税については納付先宛ての当金庫振り出し小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときはそのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の同意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りでは

ありません。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第二土曜日の翌日に、店頭掲示の納税準備預金利率表記載の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合および第12条第2項の規定によりこの預金を解約した場合、その払い戻し日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前二項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

6. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という）である場合は、預金の払い戻しおよび利息につき次の通り取り扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は第4条第1項の規程にかかわらず、租税納付以外の目的でも払い戻しが出来ます。
- (2) 租税納付以外の目的で払い戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間の利息は、第5条第2項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払い戻し額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含む）する場合には、当金庫がインターネットまたはその他相当の方法で公表している再発行手数料をいただきます。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取り消し又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前四項の届出前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行っ

た払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張できません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金は当金庫の承諾なしに譲渡、質入は出来ません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳とともに届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金の取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達の如何にかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ② この預金の預金者が前10条に違反した場合。
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F 詐欺的手法(振り込め詐欺・融資保証金詐欺・架空請求等)を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。
 - G その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその

- 効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(R2.4.1.改定)